



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様
内閣官房長官 菅 義偉様
五輪担当大臣 丸川珠代様
参議院議員 山東昭子様
参議院議員 尾辻秀久様
参議院議員 松沢成文様
東京都知事 小池百合子様

2017/04/28

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

なぜ面積で分ける政策がいけないのでしょうか？
国民の73～79%が厚労省原案を望んでいます。
飲食業従業員の65%以上が望んでいます。

2020年にオリンピック・パラリンピックを控え、WHOとIOCが求めている「すべての人にとってたばこの無いオリンピック」を開催するには、はっきりと効果のある受動喫煙対策を実現することが必要です。

スペインで2006年1月に施行された法律では、有効面積が100m²以下の場合、所有者は自分の店を喫煙飲食店、または非喫煙飲食店とすることができました。

2007年5月に禁煙法の遵守度をチェックしたところ、喫煙を禁止していたのは小規模店の10%に過ぎませんでした。また大規模飲食店の85%が法律に違反しておりました。義務の遵守に必要な準備対策を講じるために、立法機関は飲食店経営者に8か月の移行期間を与えていたのですから、違反が多かったことは注目に値します。実際には大規模店の多くの所有者は、この期間を、有効面積を狡猾に減らしたり、飲食店の2店への分割により義務を回避することに費やしました。

現実には、小規模店のための選択の自由は、実際には大多数の飲食店で引き続き喫煙が行われるという結果に終わりました。大規模店は、競争で不利になることを恐れて、非喫煙者保護よりも、禁煙法の骨抜きに走りました。

飲食店業従業員の状況： 反タバコ法が施行されて1年が経過しても、飲食店では発がん性の粒子状物質による呼吸空気の汚染についてほとんど変化が見られていませんでした。完全な禁煙が行われている数少ない小規模店では受動喫煙量が94%減少したのに対して、大規模飲食店では喫煙室の分離に関する厳格な規定があるにもかかわらず、大きな変化は

確認されませんでした。それどころか多くの施設、特にパブやディスコでは非喫煙者保護法の導入後、受動喫煙量が明らかに増加しました。一見 矛盾しているように思われるこの現象は、職場での禁煙に起因すると考えられます。自分の職場でもはや喫煙できなくなった多くのスペイン人は、昼休みや終業後に飲食店でその埋め合わせをしていたのです。

多くのウェーターやカウンター係が以前にも増してタバコの煙による汚染にさらされていましたが、彼ら自身はもはや飲食店でタバコを吸うことが許されていません。なぜなら飲食店従業員にも職場での禁煙が正式に適用されるからです。妊婦のためのお粗末な労働者保護対策も「スペインモデル」における多くの矛盾の1つであります。妊娠中および授乳中の女性が以前は禁煙環境のみで働くことが許されていたのに対して、雇い主が彼女らに喫煙飲食店または喫煙室で給仕させようとした場合、もはやそれに逆らうことができなくなりました。

「スペインモデル」の一番の被害者は飲食店業の従業員であります。職場を失わないためには、彼らは保護されることなく受動喫煙の危険にさらされることを選ばざるを得ないからです。まとめますと、

- 例外規定による非喫煙者保護の広範囲に及ぶ空洞化
- 大規模飲食店の負担になる激しい不当な競争
- 効果的な査察と処罰が実施されないことによる客と飲食店経営者の順法意識欠如
- 地域格差の増大(「つぎはぎだらけの法律」)
- 飲食店業における従業員の健康危険の増大
- 喫煙者と非喫煙者間の社会的対立の継続

この結果、スペイン政府はすべての飲食店を禁煙とする法律を施行しましたが、これにともなって売り上げが落ちたあるいは潰れたという話はありませんでした。また、全国一律の例外のない禁煙措置が、健康保護と経済的機会均等という 2 つの要求の調和にふさわしいことを実践によって証明したのです。

2020年 東京オリンピック・パラリンピックは、安倍総理ほか、関係者の方の強いリーダーシップで誘致しました。日本にオリンピック・パラリンピック開催国の資格があるかどうかは、効果のある受動喫煙対策を実行できるかどうかにかかっています。

私たちは、厚生労働省の原案通り、原則屋内全面禁煙の法律を速やかに成立頂き、受動喫煙の害から国民を守るという厚労省の方針を全面的に支持致します。

厚労省の方針は、1万人以上の国民意識調査で73.1²⁾から79.4%³⁾の賛意を得ています。また、飲食店従業員の65.4%²⁾が賛成しています。受動喫煙で飲食店従業員の健康が害されるだけでなく、そもそも受動喫煙があるから従業員が確保できない事もあるのです。

なにとぞ、国民の世論を無視しないでください。

1) 科学的見地から — 政策のために:ドイツがん研究センター、ハイデルベルク
飲食店業における非喫煙者保護の「スペインモデル」: 失敗した手法のモデル
Nick K. Schneider, Dr. Martina Pötschke-Langer (翻訳: 望月友美子、松崎道幸)
http://www.nosmoke55.jp/gakkaisi/201002/gakkaisi1002_18.pdf

2) 川俣幹雄教授プレスリリース 17/3/24 飲食業従事者も 65.4%が厚労省原案に賛成
http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/3.24_会見資料%28final%29_18.03.23.pdf

3) 全国1万人の飲食店禁煙化に関する意識調査: 8割が受動喫煙防止の取り組みに賛成。
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000260.000001551.html>

受動喫煙防止法のある国

